平成２３年（再ロ）第４号
神戸市垂水区向陽２丁目１番１―206号
再生債務者　柳楽　効志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月16日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２２年（再ロ）第１４号
札幌市南区澄川５条３丁目８番35―1002号
再生債務者　杉下　隆之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月17日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（再ロ）第６号
長野県佐久市大沢2213番地１
再生債務者　土屋　則幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月17日
長野地方裁判所佐久支部再生係
平成２２年（再ロ）第４号
静岡市清水区高橋３丁目９番35―209号
再生債務者　岡本　幸次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月17日
静岡地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成１９年（再ロ）第６号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目７番16号
再生債務者　髙橋　良治
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月10日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月16日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

企業年金基金変更公告

大京企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
１．新事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目19番18号
２．旧事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目24番13号
３．変更年月日　平成23年５月16日
平成 23 年５月 25 日
大京企業年金基金
理事長　相田　裕二

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年七月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月六日
掲載頁　五十八頁（号外第九十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月六日
掲載頁　六十二頁（号外第九十三号）
平成二十三年五月二十五日
東京都港区南青山五丁目九番一九号
（甲）丸新石油株式会社
代表取締役　鴨志田正人
東京都港区赤坂七丁目六番四三号
（乙）キリン石油株式会社
代表取締役　鴨志田正人

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年七月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年九月三十日
掲載頁　一一七頁（号外第二〇六号）
平成二十三年五月二十五日
東京都中央区築地四丁目１番１七号
（甲）株式会社ジャフコ・エスアイジー
No.11　代表取締役　加納　恒典
東京都中央区築地四丁目１番１七号
（乙）キュービーネット株式会社
代表取締役　北野　泰男

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十三年五月二十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月十日
掲載頁　八十九頁（号外第九十五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年五月二十五日
東京都港区北青山三丁目八番一八号
代表取締役　吉田　博英
（甲）株式会社イビサ
埼玉県川口市芝三丁目二番三号
（乙）有限会社ヨシダマネージメント
代表取締役　吉田　茂

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年五月二十五日
神奈川県平塚市中原一丁目二二番三七号
（甲）税理士法人小峰会計事務所
代表社員　小峰　修司
東京都中央区日本橋三丁目七番九号古山ビル四階
（乙）日本橋さくら税理士法人
社員　丸山　清志

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年七月一日であり甲の株主総会の承認決議は平成二十三年五月十二日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月十四日
掲載頁　一一二頁（号外第一一四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月十四日
掲載頁　一一二頁（号外第一一四号）
平成二十三年五月二十五日
大阪市北区角田町三番二五号
（甲）大阪ステーション開発株式会社
代表取締役　黒澤　慶一
大阪市北区角田町三番二五号
（乙）株式会社ケイディベロピング
代表取締役　黒澤　慶一